

令和6年度 日本学生支援機構「教員になった者に対する奨学金の返還免除制度(教員免除)」申請の手引き (正規教員採用者対象)

制度の概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であり、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に、奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

この制度により教職大学院等を修了し令和7年度から教師になった者を対象に第一種奨学金の返還免除を実施します。

奨学金の返還免除の対象について

(1)対象者

- ① 教職大学院（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院をいう。以下同じ。）に在籍し、教員採用選考等（※1）に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者
- ② 教職大学院以外の大学院（※3）に在籍し、以下に記す要件（※4）に該当した上で、教員採用選考等（※1）に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者

※特に優れた業績による返還免除制度を希望する者は教員免除には申し込めません。どちらか選択してください。

※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。また、対象となる学校種は以下のとおりです。

対象となる学校種
・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含みます。大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象となりません。また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象者に含まれません。

※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象となります。

※4 返還免除の対象となる教職大学院以外の大学院の修了者の要件について

教師に求められる高度の専門性の確保及び教師志願者の拡大の両観点から、次の（ア）（イ）の双方を満たす者を対象とすることとします。

（ア）大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること（採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む）

(イ) 大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保していること。実習の場は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

(2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・ 大学院在籍時（※5）に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金（授業料後払い制度の奨学金も含む。）（※6）

※5 上記（1）①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象にはなりません。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象にはなりません。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除となります。

返還免除者の選考・決定・通知

返還免除者は、学内の選考を経て日本学生支援機構へ推薦し、同機構における審査により決定されます。学内選考の結果は、令和7年6月上旬頃（予定）にお知らせします。最終決定は、令和7年7月下旬（予定）に、日本学生支援機構から、直接、該当者に採否が通知されます。また、免除認定となった者はスカラネット・パーソナルでも認定結果を確認できます。なお、免除非認定となった場合には「業績優秀者免除」欄は表示されません。

認定結果が判明するまでに申請者または申請者の連帯保証人等から全額又は一部繰り上げ返還を行わないように注意してください。

返還免除の認定結果については日本学生支援機構から本人の届出住所宛に郵送されます。本人の住所や電話番号に変更がある場合は、貸与終了後に必ずスカラネット・パーソナルを通じて届け出てください。

奨学金に関する問い合わせ
学生生活支援課（大学会館2F）
TEL：087-832-1166、1586
mail：gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp



目次

I. 申請上の注意点	4
II. 業績優秀者返還免除申請書（教員免除用） 記入上の注意	5
III. 優れた業績を証明する書類	6
【証明書類の例】	7
別紙【日本学生支援機構奨学金返還免除に関する評価方法の概略】	9
香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者及び返還免除内定候補者に関する基準	10

I. 申請上の注意点

(1) 提出書類

- ①業績優秀者返還免除申請書（**教員免除用**）両面印刷長辺綴じ…1部（紙媒体）
※エクセルのセルに内容が入りきらない場合は行挿入のみ行い、縮小はしないこと。
 - ②大学院における特に優れた業績を証明する資料（当該課程に限る）…1部（紙媒体）
 - ③教員採用選考の合格通知書等の写し…1部（紙媒体）
 - ④教職大学院進学に係る採用延期制度対象者は、下記2点を証する書類を提出してください。
 - ア 教員採用選考の合格通知書等の写し…1部（紙媒体）
 - イ 採用猶予等通知（各都道府県の教育委員会が発行する採用の猶予を認める通知）の写し…1部（紙媒体）
 - ⑤通知用封筒1通 … 長形3号の封筒に110円分の切手を貼付。
※令和7年4月以降に郵便が届く住所、氏名及び学籍番号を記入。
- ◎データでも提出
※業績優秀者返還免除申請書【**教員免除用**】（エクセル）及び「特に優れた業績を証明する書類一覧（ワード）」は、pdfに変換するのではなく、データをそのまま提出してください。業績を証明する各資料、合格通知書等は該当ページをpdfにしてください。データを以下のメールアドレスに送信してください。
学生生活支援課 奨学金担当 Mail : gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp

提出期限・・・令和7年1月15日（水） 17時00分 厳守

- ・業績優秀者返還免除申請書（**教員免除用**）は、必ず期限までに提出してください。
やむを得ない理由で遅れる場合、必ず上記期限までに学生生活支援課に相談してください。

(2) 提出先・・・学生生活支援課

医学系研究科、農学研究科の学生は、各学部学生係・学務係への紙媒体の提出も可。

- ①**注意事項** 申請の有無にかかわらず、口座振替(リレー口座)の加入手続きを完了させてください。

★申請書類受付後、提出が必要な書類

- ・4月1日現在の在職証明書の写し等…申請者全員
大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できるもの

提出期限・・・令和7年4月11日（金） 厳守

- ※書類をpdfにしてメールに添付して送ってください。
学生生活支援課 奨学金担当 Mail : gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp

Ⅱ. 業績優秀者返還免除申請書（教員免除用） 記入上の注意

以下の点に注意して記入してください。

様式のエクセルファイルを本学ホームページからダウンロードして作成してください。

エクセルのセルに内容が入りきらない場合は行挿入のみ行い、縮小はしないこと。

ページ数が3ページになっても問題ありません。

印刷の際は、**必ず両面印刷**をし、正しく印刷されているか（文章が途中で見切れていないか）よく確認してください。

◆ 日付

大学の窓口への提出日を入力してください。

◆ 氏名

氏名はパソコンで入力してください。

◆ 大学院名

「香川大学大学院」と入力してください。

◆ 研究科名・専攻名

省略せずに正式名称を入力してください。

◆ 奨学生番号

採用時に提出した「返還誓約書」の本人控や、返還説明会で配付した「貸与奨学金返還確認票」に記載されている第一種奨学金の奨学生番号（6から始まる番号）を、正しく入力してください。

◆ 大学院における研究課題等

研究課題等の概要を入力してください。

◆ 業績の種類

記入例を参考に記入してください。

学位論文欄には学位論文タイトルを入力してください。

研究論文、学会での発表は記入例のように各項目に番号（①～⑤）を振って入力してください。

必要に応じて行を挿入してください。縮小はしないでください。行の挿入により、表の形式及び記入項目に変更がなければ、申請書のページ数が3ページ以上になっても構いません。

◆ 返還誓約書等の提出について・口座振替（リレー口座）加入申込の手続きについて

「返還誓約書」が提出済みであることは必須です。

また、口座振替（リレー口座）の加入手続きは原則スカラネット・パーソナルから行ってください。スカラネット・パーソナルから手続きができない場合は、口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】を使用して金融機関で加入手続きを行ってください。

一方でも手続きが完了していない場合、申請は受け付けられません。

Ⅲ. 優れた業績を証明する書類

- 各資料の右上部分に業績優秀者返還免除申請書（教員免除用）の「業績の種類」の資料番号と同じ番号を付して対応させてください。複数枚の場合は一枚目だけで結構ですが、バラバラにならないようにクリップ等で資料毎にまとめておいてください。
- 客観的にみて、奨学金貸与期間中の業績であるとわかるように、**優れた業績を証明する資料の自分の氏名部分にラインマーカー等を引いてください。**特に、共同発表・共同著書のものは、よりわかりやすくしてください。
- 修士（または博士前期）課程の学生は学部での業績は認められません。博士（または博士後期）課程の学生は学部、修士（または博士前期）課程での業績は認められません。
- **専攻分野に関連したものに限られます。**趣味やサークル活動等での業績は認められません。業績証明書類の提出にあたっては、下記の例を参考に、特に優れた業績を証明する書類一覧を作成して添付してください。

【例】

特に優れた業績を証明する書類一覧

いずれか該当する課程を記入

【修士（博士前期）課程・博士（博士後期）課程・専門職学位課程】

研究科

専攻

学籍番号

氏名

指導教員名

別紙【日本学生支援機構奨学金返還免除に関する評価方法の概略】の番号を正しく記入【（申請書(教員免除)の資料番号と評価方法の番号を併記してください）】

〈学内〉

資料1-1 【第1号- (1)】

学位論文名「……………」
・作成年月日記入

資料7-1 【第6号- (1)】

TA人事異動通知書（写）

〈学外〉

資料1-2 【第1号- (4)】

学術雑誌
・論文名、学術雑誌名、巻、号、ページ、発行年月日等

資料1-3 【第1号- (2)】

学会での発表

資料1-4 【第1号- (3)】等

・発表者名
・題目
・会議名
・主催者名
・発表日
・表彰、受賞等

【証明書類の例】

第1号：「学位論文その他の研究論文」

第2号：「大学院設置基準に定める特定の課題についての研究の成果」

提出書類例	注意事項
修士論文・博士論文の概要及び本紙	提出締切日（1月15日）に間に合わない場合は、概要を期限までに提出し、論文完成後に本紙（写）を提出してください。
学会、講演会、シンポジウム、国際会議等の資料	発表者名、題目、会議名、主催者名、発表日がわかる <u>学会のプログラムの表紙とタイムテーブル等</u> と、自分が発表したこと及びその内容がわかるものを提出してください。
学術雑誌等の写し	学術雑誌等名、発刊巻号、発刊日、掲載された論文タイトル、論文内容の概要が分かる論文の最初のページ及び学術雑誌の表紙・目次等を提出してください。
表彰状	表彰された学会名や、受賞、表彰内容及び日付がわかるものを提出してください。

注意！ 1. 論文等は、原則として、掲載済み、発表済みのものに限りますが、締切時点で未発表の業績は、3月末までに公表される予定のものに限り、論文の受理通知など、公表されることが客観的に確認できるものを添付して仮提出し、業績公表後、正式な資料を直ちに提出してください。

2. タイトル等が外国語表記のものは、必ず邦訳を記入してください。

第3号：「著書、データベースその他の著作物」

提出書類例	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 著書、データベース等タイトル ・ 著書、データベースの概要 ・ 発行日 	著書、データベースの概要が複数ページに渡る場合には3ページ以内で提出してください。 ※学術論文との違いに注意してください。

第4号：発明

提出書類例	注意事項
特許、実用新案が認められたことがわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願資料 ・ 登録ナンバー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許に関する項目 ※特許登録済、特許出願中、実用新案登録済及び実用新案出願中の区分がわかるもの。出願番号、出願日、特許番号、実用新案番号、登録日等の記載があるもの。団体での出願の場合は、申請者名が確認できるもの。

第5号：授業科目の成績

提出書類例	注意事項
修業年限の短縮が認められたことがわかる資料	成績証明書 は、学生生活支援課から各研究科に依頼しますので、 皆さんからは提出不要 です。

第6号：研究又は教育に関する補助業務の実績

提出書類例	注意事項
TA、RA等の発令通知 人事異動通知書 雇用証明書 等	紛失した場合は、各研究科に再発行を依頼してください。 ※業務内容及び実績が複数ページに渡る場合には、3ページ以内で提出してください。

第7号：音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

第8号：スポーツの競技会における成績

提出書類例	注意事項
競技会のプログラム及び賞状等	本人の属する専攻に関連したものに限るため、趣味やサークルでの業績は認められません。

第9号：社会貢献活動の実績

提出書類例	注意事項
表彰状、感謝状、活動内容及び実績、 イベントのプログラム及び参加を依頼されたことが分かるメールの文面等	専攻に関連したもの、かつ、 学外 で行われたものに限ります。 ボランティア等の主催者が証明または評価しているものでなければなりません。 申請者が参加したことの確認が取れない資料（写真や新聞記事など）は不備となりますので申請者本人が参加したことが分かる資料（参加者名簿など）を提出してください。 ※活動内容及び実績が複数ページに渡る場合には、3ページ以内で提出してください。

※ 証明書類は、いずれも写し（コピー）で結構です。データ（pdf）も提出してください。

※ 必ず書類一覧（6ページに例があります）を作成して、資料の最初に添付してください。

別紙【日本学生支援機構奨学金返還免除に関する評価方法の概略】

※評価（得点付け）方法については、12 ページ以降の「香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者及び博士(博士後期)課程入学者に係る採用時返還免除内定候補者に関する評価方法について」を参照してください。博士(博士後期)課程は「学位論文その他の研究論文」の提出が原則必須です。

A 主に評価を行う業績

30点満点 (いずれかを選択)	第1号(1) 学位論文その他の研究論文
	第2号(1) 特定の課題についての研究の成果

+

B 主に評価を行う業績

30点満点	第5号(1) 授業科目の成績（修了年度の前期分までとする）
-------	-------------------------------

+

C その他の業績

40点満点 (4個まで選択可)	第1号(2) 「学位論文その他の研究論文」 関連した研究内容が国内学会等において本人によって発表された
	第1号(3) 「学位論文その他の研究論文」 関連した研究内容が国際学会等において本人によって発表された
	第1号(4) 「学位論文その他の研究論文」 関連した研究内容が学術雑誌等に掲載された
	第1号(5) 「学位論文その他の研究論文」 関連した研究内容が全国規模以上の学会等から表彰された
	第2号(2) 「特定の課題についての研究の成果」 研究の成果が国内学会等において本人によって発表された
	第2号(3) 「特定の課題についての研究の成果」 研究の成果が国際学会等において本人によって発表された
	第2号(4) 「特定の課題についての研究の成果」 研究の成果が学術雑誌等に掲載された
	第2号(5) 「特定の課題についての研究の成果」 研究の成果が全国規模以上の学会等から表彰された
	第3号(1) 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等の高い評価
	第4号(1) 特許・実用新案が認められた
	第5号(2) 修業年限の短縮を認められた
	第6号(1) RA, TAとして教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げた
	第7号(1) 専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受けた
	第8号(1) 専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収めた場合
第9号(1) 専攻分野に関連したボランティア活動等その他の社会的貢献活動で公共団体等から表彰された	

香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者
及び返還免除内定候補者に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者及び返還免除内定候補者に関する選考委員会規則第2条第1項の規定に基づき、香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者及び博士（博士後期）課程入学者に係る採用時返還免除内定候補者（以下、「博士課程内定候補者」という。）の評価項目、評価基準等について、定めるものとする。

なお、修士（博士前期）課程及び専門職学位課程進学者に係る返還免除内定候補者の評価基準については、別に定める「申合せ」によることとする。

(業績の評価基準及び評価項目)

第2 香川大学における評価基準及び評価項目は、別表に掲げるとおりとする。ただし、博士課程内定候補者においてこの評価基準及び評価項目によりがたい場合は、別に定める「申合せ」のⅡ. 1. によることとする。

(推薦順位)

第3 推薦順位は、別に定める「評価方法」により、前条に定める「評価基準及び評価項目」に点数を付し、各研究科の推薦順位を尊重し、別に定める「申合せ」及び学内選考委員会における協議により決定する。

別 表

業績の種類	機構が定める評価基準	評 価 項 目	
		香川大学大学院における研究活動等	専攻に関連した学外における研究活動等
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	1 修士学位論文 2 博士学位論文	1 学会等での発表 2 学術雑誌等への掲載論文 3 学会賞・学術賞等の受賞
2 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	1 香川大学大学院学則第43条に定める特定の課題についての研究成果	1 学会等での発表 2 学術雑誌等への掲載論文 3 学会賞・学術賞等の受賞
3 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど特に優れた活動実績として評価されること	1 学内における著書、データベースその他の著作物	1 著書 2 データベース 3 その他の著作物

4 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること		1 特許 2 実用新案
5 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	1 授業科目の成績 2 修業年限の短縮	
6 研究又は教育に関する補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	1 リサーチアシスタント等による研究活動への貢献 2 ティーチングアシスタント等による教育研究活動への貢献	1 リサーチアシスタント等による研究活動への貢献
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること		1 国際的な発表会等での成績 2 全国的な発表会等での成績
8 スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること		1 国際的な競技会等での成績 2 全国的な競技会等での成績
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	1 専攻分野に関連したボランティア活動	1 専攻分野に関連したボランティア活動等による社会貢献、国際貢献

附 則

この基準は、平成22年12月17日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年1月18日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年3月10日から適用する。

香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者
及び博士（博士後期）課程入学者に係る採用時返還免除内定候補者に関する
評価方法について

香川大学における評価方法は、返還免除候補者については、現に在学している大学院の課程において第一種奨学金の貸与を受けた期間中の業績について、博士（博士後期）課程入学者に係る採用時返還免除内定候補者（以下「博士課程内定候補者」という。）については、大学院の修士（博士前期）課程等の業績について、次の各号に定める評価点を付して合計するものとする。但し、大学院の修士（博士前期）課程については、主に評価を行う業績は、第1号（1）又は第2号（1）及び第5号（1）とする。また、大学院の博士（博士後期）課程については、令和元年11月21日改定の「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に基づき、第1号による評価を原則必須とするとともに、主に評価を行う業績は、第2号（1）及び第5号（1）とする。その他の業績は4個まで選択できるものとし、合計点の上限を40点として主に評価を行う業績の合計に加算できる。

なお、幅のある評価点については、当該研究科において細部を決定する。

第1号 学位論文その他の研究論文

- (1) 学位論文が修了の基準に達した場合は全て20点とし、当該論文の内容が優れている場合は、10点以内で加算する。
- (2) 関連した研究内容が国内学会等において本人によって発表された場合は1回につき2点とする。ただし、10点を超えない。
- (3) 関連した研究内容が国際学会等において本人によって発表された場合は1回につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (4) 関連した研究内容が学術雑誌等に掲載された場合は、1報につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (5) 関連した研究内容が全国規模以上の学会等から表彰された場合は、10点以内で加算する。

第2号 特定の課題についての研究の成果

- (1) 研究の成果が修了の基準に達した場合は全て20点とし、当該論文の内容が優れている場合は、10点以内で加算する。
- (2) 研究の成果が国内学会等において本人によって発表された場合は1回につき2点とする。ただし、10点を超えない。
- (3) 研究の成果が国際学会等において本人によって発表された場合は1回につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (4) 研究の成果が学術雑誌等に掲載された場合は、1報につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (5) 研究の成果が全国規模以上の学会等から表彰された場合は、10点以内で加算する。

第3号 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）

- (1) 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けた場合は、10点以内で加算する。

第4号 発明

- (1) 特許・実用新案が認められた場合（出願手続の完了が客観的に確認できる場合を含む）は10点とする。

第5号 授業科目の成績（原則として、返還免除候補者については第一種奨学金の貸与終了年度の前期分まで、博士課程内定候補者については修士（博士前期）課程等の成績とする）

- (1) 標準修得単位数を修得しているものは全て10点とし、さらに、その成績の内容が優れている場合は、次により加点するものとする。なお、修了要件にかかる単位以外に修得した単位数が多く、かつ、成績が優秀な場合は、当該研究科の判断により、1点を加点することができる。

$$\text{成績率} = ((\text{秀の単位数} \times 10) + (\text{優の単位数} \times 9) + (\text{良の単位数} \times 7) + (\text{可の単位数} \times 6)) / \text{取得単位数}$$

(小数点以下第2位四捨五入)

成績率	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.6
加 点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

9.7	9.8	9.9	10
16	17	18	19

(2) 修業年限の短縮を認められた場合は10点とする。

第6号 研究又は教育に関する補助業務の実績

(1) RA、TA等として教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げた場合は、10点以内で加算する。

第7号 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

(1) 専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受けた場合は、10点以内で加算する。

第8号 スポーツの競技会における成績

(1) 専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収めた場合は、10点以内で加算する。

第9号 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(1) 専攻分野に関連したボランティア活動等その他の社会的貢献活動で公共団体等から表彰された等、その業績が高く評価されたことが客観的に確認できる場合は、10点以内で加算する。

第10号 その他

(1) 内定候補者の大学院の修士（博士前期）課程等の業績について、この評価方法によりがたい場合は、別に定める「申合せ」のⅡ. 1. によることとする。

附 則

この評価方法は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この評価方法は平成29年11月17日から施行する。

附 則

この評価方法は平成31年1月18日から施行する。

附 則

この評価方法は令和元年12月19日から施行する。

附 則

この評価方法は令和5年3月10日から施行する。